

令和5年第6回稲沢市農業委員会総会議事録

令和5年6月26日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
		2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳	10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
		16番	横井 彰夫
17番	小原 正広		
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	15番	宮田 佳司
18番	竹田 八重子		

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主幹	大島 淳嗣
主査	山本 愛	主事	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲	主任	本田 貴裕
----	-------	----	-------

午後1時55分開会

【事務局】

定刻前ではございますが、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、太田会長より体調不良のため、本日欠席する旨の連絡をいただいておりますので、はじめにご報告させていただきます。

また、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和5年第6回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、太田会長、宮田委員、竹田委員の3名でございます。

なお、総会の議長につきましては、本日会長が欠席のため、櫻井会長職務代理者に、議事進行をお願い致します。

【職務代理】

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。事務局長よりお話がありました通り、太田会長が体調不良により本会を欠席されますので、私が職務代理として議事進行をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。何分にも不慣れですので、皆様のご協力をいただき、進めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、皆様におかれましても、梅雨に入り、蒸し暑くなってきましたので、体調管理につとめていただきますようお願いいたします。

それでは、只今から、令和5年第6回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は16人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、6番杉村委員、11番佐藤委員を指名いたします。

次に日程第2議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 455 m²の農地を経営しており、個人で年間 100 日、世帯では 200 日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在 26,656 m²の農地を経営しており、個人で年間 150 日、世帯では 250 日農業に従事しています。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部農地について、登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在 335 m²の農地を経営しており、個人で年間 150 日、世帯では 300 日農業に従事しています。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は姉妹であり、申請地を贈与し、後継者へ継承するものです。

受人は現在 571 m²の農地を経営しており、個人で年間 150 日農業に従事しています。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。

受人は現在 5,802 m²の農地を経営しており、個人で年間 260 日、世帯では 640 日農業に従事しています。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 14,690 m²の農地を経営しており、個人で年間90日、世帯では210日農業に従事しています。

番号7番と番号13番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転、

7ページをお願い致します。

申請地 地目 面積 を朗読。

令和5年7月1日から10年間の賃借権の設定です。

受人は現在 1,474 m²の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では180日農業に従事しています。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

贈与での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 10,789 m²の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では150日農業に従事しています。

6ページをお願い致します。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 18,404.1 m²の農地を経営しており、個人で年間300日、世帯では720日農業に従事しています。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、自宅に隣接する申請地を取得し、今回の申請で225㎡の農地を経営することとなり、個人で年間150日、世帯で210日農業に従事する計画となっております。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

受人は、自宅に隣接する申請地を取得し、今回の申請で225㎡の農地を経営することとなり、個人で年間150日、世帯で210日農業に従事する計画となっております。

7ページをお願い致します。

ここからは権利設定の案件になります。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部、登記地目が田ですが、現況は畑となっております。

令和5年7月1日から5年間の賃借権の設定です。

受人は、今回の申請で1,070㎡の農地を経営することとなり、個人で年間180日農業に従事する計画となっております。

番号14番、番号15番、番号16番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

番号14番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号15番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号16番

申請地 地目 面積 を朗読。

令和5年7月1日から10年間の使用賃借権の設定です。

受人は申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は、現在青果物の販売を行っている法人で、販売商品の確保と商品供給を安定させるため、賃借権を設定して借り入れるものです。なお、大協青果株式会社は、農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付きの賃借権契約をなっております。

8ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計16件、移動の土地は、田20筆6,432㎡、畑38筆14,427㎡、合計58筆20,859㎡です。

以上16件のうち、番号1番から13番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

なお、番号14・15・16番につきましては、農地法第3条第2項第2号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの賃借権設定となっており、農地法第3条第3項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらの3件につきましても、許可要件を満たしております。以上です。

【職務代理】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全会一致)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

9ページをお願いします。

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願い致します。

10ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読。

こちらは専用住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

11ページ総括表をお願い致します。

4条の申請件数は、1件 転用の土地 田 1筆 485㎡ 合計 1筆 485㎡です。

以上、4条申請1件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

【職務代理】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

12 ページをお願いします。

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

13 ページをお願い致します。

まず所有権移転の案件です。

(番号1申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。宅地 2246.18㎡と一体利用します。

(番号3申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号5申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは農家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

つづきまして、14ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

(番号6申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号7申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号8申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号9申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは、駐車場・資材置場を設置し、農地区分は第3種農地です。宅地 197㎡と一体利用します。

(番号10申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号11申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号12申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは通路を設置し、農地区分は第3種農地です。宅地 637.92 m²と一体利用します。

(番号13申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。宅地 76 m²と一体利用します。

(番号14申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは令和4年10月18日に許可し、工事着工しておりますNEXT JAPAN株式会社の工場建築に伴う、工事施工業者用の駐車場として申請地を一時的に転用する計画となっております。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、許可要件を満たしております。

つづきまして、15ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、14件 転用土地 田 10筆 3,814 m² 畑 11筆 3,056 m² 合計 21筆 6,870 m²です。

以上5条申請 14件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【職務代理】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第29号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第30号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案16ページをお願い致します。

議案第30号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利

用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。
本日付け提出 会長名でございます。

今月は、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用
権設定する案件のみでございます。

17 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利
用権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 を朗読。

賃借権の設定は33筆、使用貸借権の設定は18筆です。

貸借期間は令和5年8月1日から令和8年12月31日までが7筆、令和5年8月1日から
令和10年12月31日までが5筆、令和5年8月1日から令和15年12月31日までが39
筆です。

21 ページ総括表をお願い致します。

田 41筆 27,476㎡ 畑 10筆 3,978㎡ 合計 51筆 31,454㎡になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断し
ます。
以上です。

【職務代理】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、杉村委員、田中委員、小原委員は採決に加わることができません
ので、よろしくをお願いします。

議案第30号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に
よる農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願
います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といた
します。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 22ページをお願いします。

議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

23ページをお願いします。

番号1番

申請地 相続人 被相続を朗読。

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日令和4年12月9日です。

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されていまして。

25ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、1件

田 9筆 4,371 m² 畑 5筆 1,524 m² 合計 5,895 m²になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。以上です。

【職務代理】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、原案どおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

次に日程第7案第32号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について 議題といたします。市から説明を求めます。

【農務課】

総会提出議案 26ページをお願いします。

議案第 32 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法施行規則第 3 条の 2 の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農業振興地域整備計画の変更について 6 月案件は、除外 22 件です。別途、農振除外位置図を添付しておりますのであわせてご覧ください。それでは、説明させていただきます。

番号 1 申出人 所有者 申出地 を説明。
工場を点在している工場を 1 つにまとめて建築するための除外です。

番号 2 申出人 所有者 申出地 を説明。
工場及び物流倉庫を納品数の増加に対応すべく、新たに建築するための除外です。

番号 3 申出人 所有者 申出地 を説明。
工場を既存工場付近に建築するための除外です。

番号 4 申出人 所有者 申出地 を説明。
現在使用している駐車場を工場付近に移転するための除外です。

番号 5 申出人 所有者 申出地 を説明。
本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 6 申出人 所有者 申出地 を説明。
駐車場を保育園付近に整備するための除外です。

番号 7 申出人 所有者 申出地 を説明
工場を受注件数の増加に対応すべく新たに建築するための除外です。

番号 8 申出人 所有者 申出地 を説明。
本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 9 申出人 所有者 申出地 を説明。
本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 10 申出人 所有者 申出地 を説明。
現在利用している駐車場の賃貸借契約解除を受けて移転するための除外です。

番号 11 申出人 所有者 申出地 を説明。
資材置場を3工場の間地点かつ幹線道路付近に整備するための除外です。

番号 12 申出人 所有者 申出地 を説明。
業務の中で使用するトラックやコンテナ等の資材置場を是正するための除外です。

番号 13 申出人 所有者 申出地 を説明。
現在使用している資材置場を所有者から土地の返却を求められている関係で移転するための除外です。

番号 14 申出人 所有者 申出地 を説明。
本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 15 申出人 所有者 申出地 を説明。
歯科医院の待合室を患者数の増加に対応すべく移設するための除外です。

番号 16 申出人 所有者 申出地 を説明。
診療所を高齢化が進行している申出地付近で建築するための除外です。

番号 17 申出人 所有者 申出地 を説明。
新規診療所と連携した調剤薬局を建築するための除外です。

番号 18 申出人 所有者 申出地 を説明。
一宮で稼働している工場を本社及び山崎工場付近に新たに建築するための除外です。

番号 19 申出人 所有者 申出地 を説明。
平成8年ごろに建築した住宅と一体利用している本申出地を是正するための除外です。

番号 20 申出人 所有者 申出地 を説明。
来客車両の交錯を防ぎ、安全を確保するための通行スペースを是正するための除外です。

番号 21 申出人 所有者 申出地 を説明。
太陽光発電を継続収入を得て生活費に充てるために設置するための除外です。

番号 22 申出人 所有者 申出地 を説明。

店舗の移設及び駐車場の拡張のため、既存施設敷地を拡張するための除外です。

以上、除外 22 件 田 74,504 m²、畑 8,659.47 m²、その他 427 m² 合計 83,590.47 m² m²

いずれも農振法第 13 条第 2 項に掲げる除外の要件を満たすものとして除外相当と考えます。以上です。

【職務代理】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 32 号 農業振興地域の整備に関する法律施行第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第 8 報告第 16 号 現況証明願の報告についてから日程第 10 報告 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは 33 ページをお願いします。

報告第 16 号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

34 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積

昭和 62 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 2 番 申請地 地目 面積

平成 12 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 3 番から 14 番につきましては、事業目的が同じのため、一括で説明させていただきます。

番号 3 番 申請地 地目 面積

番号4番 申請地 地目 面積
番号5番 申請地 地目 面積
番号6番 申請地 地目 面積
番号7番 申請地 地目 面積
番号8番 申請地 地目 面積
番号9番 申請地 地目 面積
番号10番 申請地 地目 面積
番号11番 申請地 地目 面積
番号12番 申請地 地目 面積
番号13番 申請地 地目 面積
番号14番 申請地 地目 面積

昭和44年より法立保育園の敷地として利用しておりました。

番号15番 申請地 地目 面積

昭和44年より六輪保育園の敷地として利用しておりました。

つづきまして、36ページをお願いします。報告第17号農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

37ページをお願いします。

農地法第4条第1項第7号の届出です。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

駐車場の設置による転用でございます。

38ページの総括表をお願いします。

申請件数 1件 畑 1筆 320㎡。 合計 1筆 320㎡です。

つづきまして39ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

まず所有権移転案件になります。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場の設置による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

つづきまして、権利設定の案件です。

40 ページをお願いします。

番号3番と4番は受人が同じのため一括で説明いたします。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定での店舗建築による転用でございます。

41 ページ総括表をお願いします。

申請件数 4件 田 2筆 704 m² 畑 2筆 625 m²

合計 4筆 1,329 m²です。

つづきまして、42 ページをお願いいたします。

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

43 ページをお願いします。

番号1番と3番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため賃借権を解除します。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号4番と5番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号5番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

44 ページの総括表をお願いします。

申請件数 5件 田 2筆 250㎡ 畑 4筆 1,578㎡ 合計 6筆 1,828㎡です。
以上です。

【職務代理】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和5年第6回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時47分閉会

令和 年 月 日

職務代理

櫻井 二子

6番委員

杉村 由幸

11番委員

佐藤 哲郎